マイナンバー

社会保障•税番号制度

民間事業者の対応



愛称:マイナちゃん

平成29年9月版

内閣官房·内閣府 個人情報保護委員会 総務省·国税庁·厚生労働省

■マイナンバー(社会保障・税番号)制度における民間事業者の対応

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3分野でマイナンバーの利用が始まりました。

従業員を雇用している民間事業者の皆様も、個人番号関係事務実施者として、税や社会 保障の手続などで対応が必要になります。

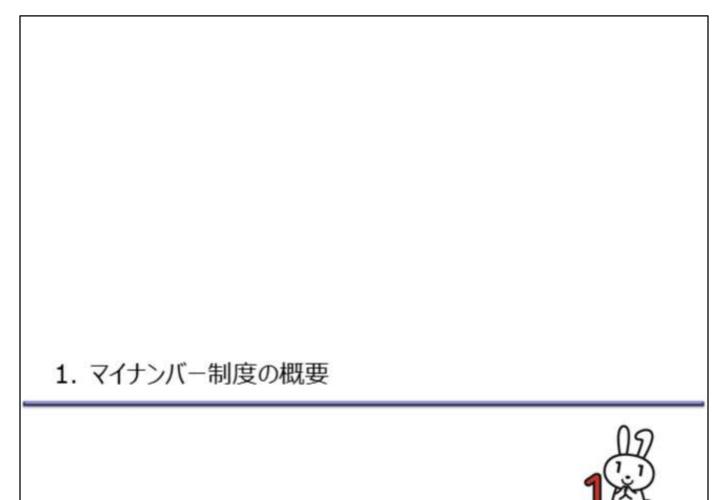
本資料では民間事業者の皆様に必要な対応について、基礎的な内容を紹介します。

まず、マイナンバー制度の概要をご説明した上で、民間事業者での対応について、税務 関係、社会保障関係の手続の変更内容を紹介します。

また、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインがありますので、その概要を ご説明し、最後に法人番号について紹介します。

目次

1.	マイナンバー制度の概要	· 2
2.	税務関係、社会保障関係の手続	15
3.	安全管理 (セキュリティ)	27
4.	法人番号	41
5.	参考資料	52



マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を 把握しやすくなるため、負担を不当に 免れることや給付を不正に受けること を防止するとともに、本当に困ってい る方にきめ細かな支援を行うことがで きます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な 情報の照合、転記、入力などに要してい る時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の 重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認 したり、行政機関から様々なサービスの お知らせを受け取ったりできます。

3

■マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

まず、行政の効率化です。平成28年1月から、国や地方公共団体等での手続で、マイナンバー(個人番号)の提示、申請書への記載などが求められます。

国や地方公共団体の間での情報連携(平成29年秋頃から本格運用)が始まると、これまで相当な時間がかかっていた情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減され、手続が正確でスムーズになります。

次に、国民の利便性の向上です。これまで、市役所、税務署、年金事務所など複数の機関を回って書類を入手し、提出するということがありました。

情報連携の本格運用が始まると、社会保障・税関係の申請時に、課税証明書などの添付 書類が削減される場合があるなど、面倒な手続が簡単になります。

また、パソコンやスマートフォンなどから本人や家族が受けられる行政サービスのお知らせを受け取ることもできるようになります。

最後に、公平・公正な社会の実現です。国民の所得状況等が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能になります。

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になりました。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。







- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護

など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、 調書などに記載
- 税務当局の内部事務

など

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに頼する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に マイナンバーを利用することができます。

■平成28年1月からマイナンバーの利用が始まりました

マイナンバーは、国や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の3つの分野のうち、法律若しくは自治体の条例で定められた手続でのみ使用されます。

平成28年1月以降、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が求められます。

■マイナンバーは法律で定められた目的以外で利用することはできません

マイナンバーは、法律で定められた目的以外でむやみに他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすることについては、罰則が設けられています。

マイナンバーの利用シーン



■ライフイベントでのマイナンバーの利用場面

- 〇 学生の場合は、 奨学金の申請時に貸与元の機関へ、 アルバイトを始める時にバイト先へ
- O 就職した場合は、 源泉徴収票の作成や雇用保険などの手続で勤務先へ、 税の確定申告などの時に税務署へ
- 結婚や子育ての場合は、 児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合へ、 パートを始める時にパート先へ
- 退職後など 福祉や介護の手続で市区町村へ、 資産運用の手続で銀行や証券会社へ、

他にも、様々な場面でマイナンバーが必要になります。

- 雇用保険の失業等給付の手続でハローワークへ
- 〇 災害時の支援制度を利用する時に市区町村へ
- 〇 生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ
- 国外送金や国外から送金を受金する時に銀行や郵便局へ
- 〇 年金給付の手続に日本年金機構へ

法律に基づき、社会保障や概の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人強認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から**電話をかけてマイナンバー** の提供を求めることはあ9ません。

※民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

※マイナンバー制度の導入後も、行政機関が記機できる個人情報の機関は今までとおり法令に基づくものに扱られており、行政機関が何でも肥機で きるようになるものではありません。

提供を求める者 (※代理人又は表証を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、議議等の主催企業 など)	・報酬、料金、契约金を受け取る方など (例:土業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保 険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、経済料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(表質)を支払う 法人)	・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、補害保険会 社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年1月から、張貯金口座への付養を開始予定。ただし、番号の提供は任意。) (※既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の数チあり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い持約・満期返戻金持約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労 働基準監督署、都道府県、市町村、全国 健康保険協会、健康保険組合	・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例:生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定 申告等)

■行政機関以外からもマイナンバーの提供を求められる場合があります

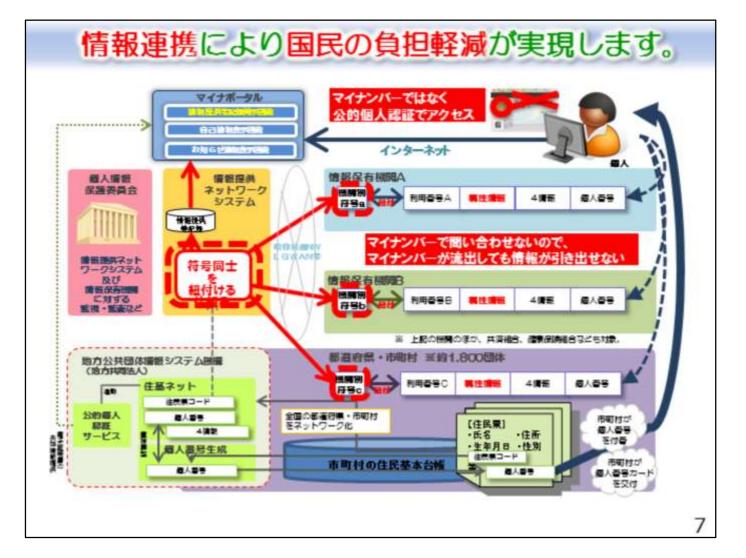
マイナンバーは、法律に基づき、社会保障や税の行政手続で、市区町村や税務署、ハローワーク、健康保険組合などのほか、

- 勤務先、
- 契約先(契約先企業、講演等の主催企業など)、
- 不動産業者等(不動産仲介料や不動産使用料を支払う法人)、
- 金融機関等(銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、 金地金販売会社など)

からもマイナンバーの提供を求められることがあります。

民間事業者がマイナンバーを法律で定められた目的以外で利用することはできませんし、 行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

マイナンバー制度の導入後も、行政機関等が把握できる個人情報の種類は今までどおり法令に基づくものに限られており、行政機関等が何でも把握できるようになるものではありません。

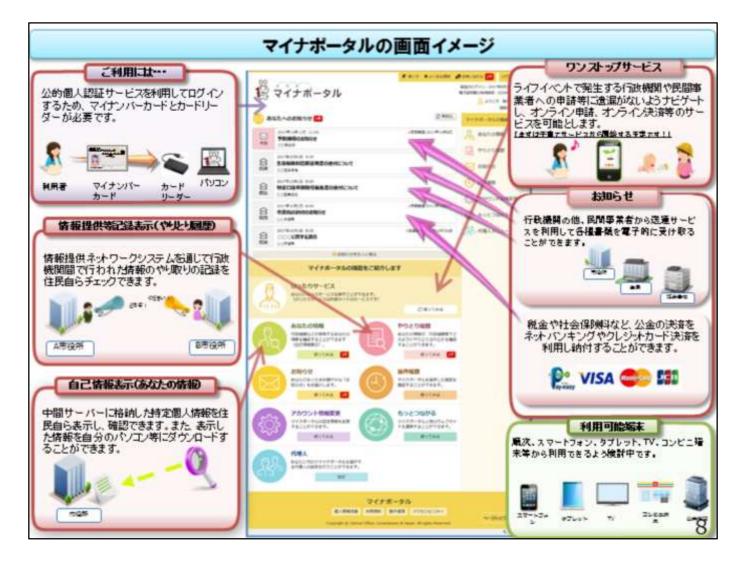


■情報連携が始まると添付書類の削減など国民の負担軽減が実現します

情報提供ネットワークシステムを活用した地方公共団体を含む各機関間の情報連携は、 平成29年7月18日から試行運用が始まり、同年秋頃から本格運用が始まります。

情報連携の本格運用が始まると、行政手続の際に、課税証明書等の添付書類が省略できるなど、国民の負担軽減・利便性の向上が実現します。

なお、行政機関間の情報のやりとりには、マイナンバーを直接使わず暗号化し、さらに、 第三者機関である個人情報保護委員会が監視・監督をします。



■マイナポータルで自分の個人情報のやりとりを確認できます

マイナンバーを使って個人情報がどのようにやりとりされるのか、心配な方もいらっしゃると思います。

平成29年7月18日から、自分のマイナンバーを含む個人情報を、いつ、どの機関が、なぜ、 照会し、どの機関が、自分に関するどの情報を提供したのか確認できる個人ごとのポータル サイト(マイナポータル)が順次稼働しました。

マイナポータルでは、行政機関などから一人ひとりにあった行政サービスのお知らせを受け取ることもできます。例えば、乳幼児のいる家庭に「予防接種のご案内」のお知らせが届くなど、生活する上で便利な機能も予定されています。

通知カード

マイナンバーカード(個人番号カード)







- 紙のカード(写真なし)、個人番号カードを受け取るときには市町村に返還
- 有効期限はなし
- 番号の確認のみ可能(別に運転免許証など 写真付き身分証明書などが必要)
- 一般の身分証明書としては使用できない
- プラスチック製のカード(写真付き)
- 初回交付は無料(再発行は原則有料)
- 有効期限は10年(20歳未満は5年)
- ・番号の確認と身元の確認が1枚で可能
- 一般の身分証明書として使用可
- ICチップを使った様々な便利な機能 (自分で設定する暗証番号が必要)

※外国人住民については有効期限が異なる場合があります。

■マイナンバーが一人ひとりに通知されました

平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で郵送されています。

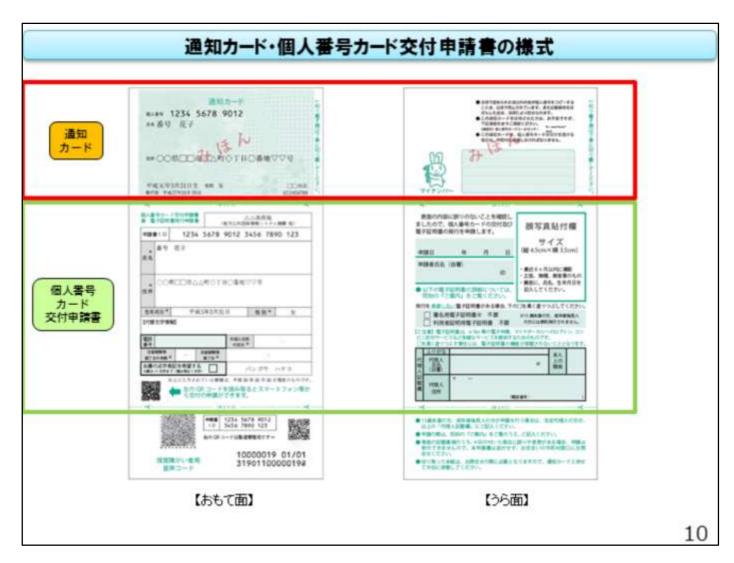
外国籍でも住民票がある中長期在留者や特別永住者などの方も対象です。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーは適切に取り扱ってください。

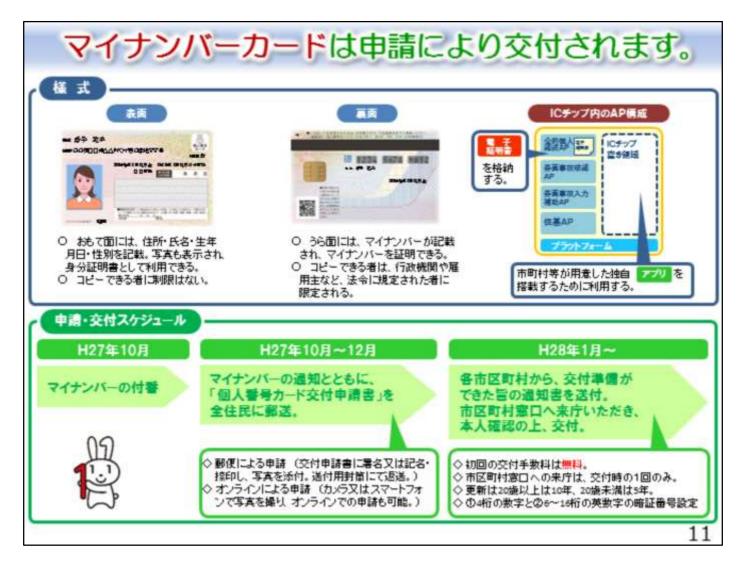
通知カードはマイナンバーの確認のために使うカードですが、これだけではマイナンバーの正しい持ち主であることは証明できません。

そこで、個人の申請により顔写真付きのプラスチック製のカードである、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得することができます。

マイナンバーカードは一般的な身分証明書として使用可能です。



「個人番号カード交付申請書」を使用する際には2か所を切って使用してください。



■様々な用途で利用可能な「マイナンバーカード」は申請により交付されます

1枚で本人確認が可能な「マイナンバーカード」は、住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバーに加え、顔写真が表示されます。

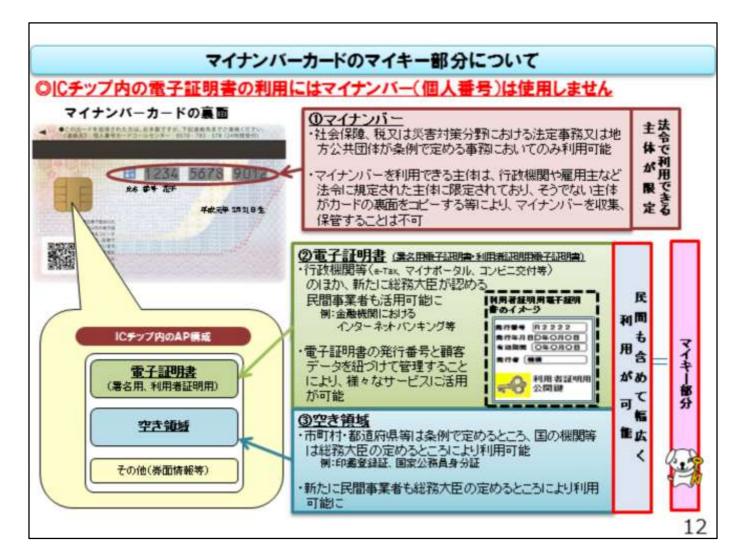
通知カードに個人番号カード交付申請書が同封されますので、申請をすることで、マイナンバーカードの交付を無料で受けることができます。 (20歳以上の方は10年ごとに、20歳未満の方は5年ごとに更新となっておりますが、外国人住民については有効期限が異なる場合があります。)

■マイナンバーカードに機微な個人情報が記録されることはありません

マイナンバーカードを紛失した場合など、ICチップから個人情報が漏れるのでは、とのご心配の声がありますが、マイナンバーカードのICチップには、券面に記載されている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得情報や病歴などの機微な個人情報は記録されません。

また、マイナンバーカードの表面は一般の身分証明書として広く利用することを想定していますが、裏面のマイナンバーについては、法令で定められた事務以外での収集等は禁止されています。

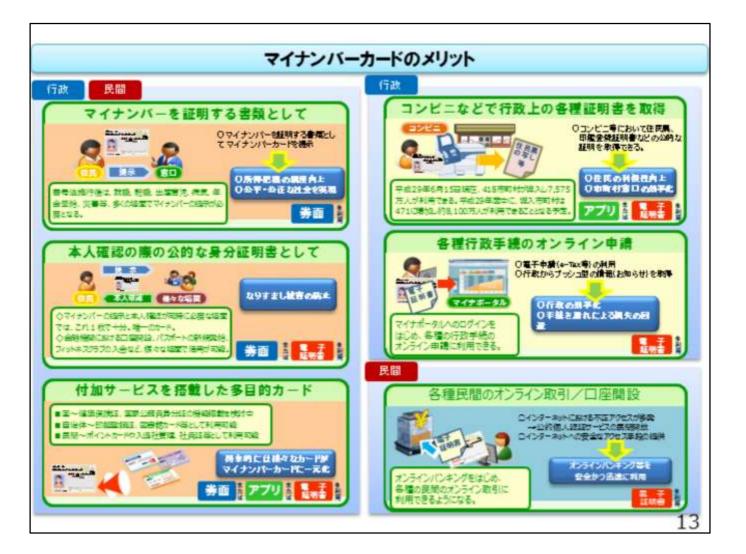
例えば、通常、身分証明書の写しとしてコピーを取っていいのは表面であり、法令で定められた場合を除き、マイナンバーカードの裏面をコピーしたり、マイナンバーを転記したりすることなどは法律違反になるので、注意してください。



■マイナンバーカードのマイキー部分について

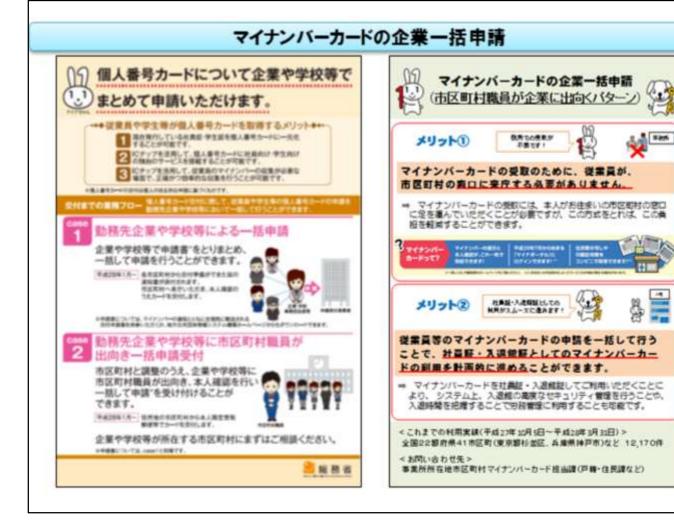
マイナンバーカード裏面のICチップ内の署名用・利用者証明用それぞれの電子証明書と空き領域がマイキー部分となります。

マイナンバーについては、その利用が法令で利用できる主体が限定されておりますが、マイキー部分については民間も含めて幅広い利用が可能となっており、既に自社職員の入退室 や操作端末の権限確認等に活用されている事例もあります。



■マイナンバーカードのメリット

マイナンバーカードは、一般的な本人確認のための身分証明書として利用でき、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証などお住いの自治体が条例で定める行政サービスにも活用できます。また平成28年1月以降、その活用範囲が自治体だけでなく民間事業者へも拡大されています。



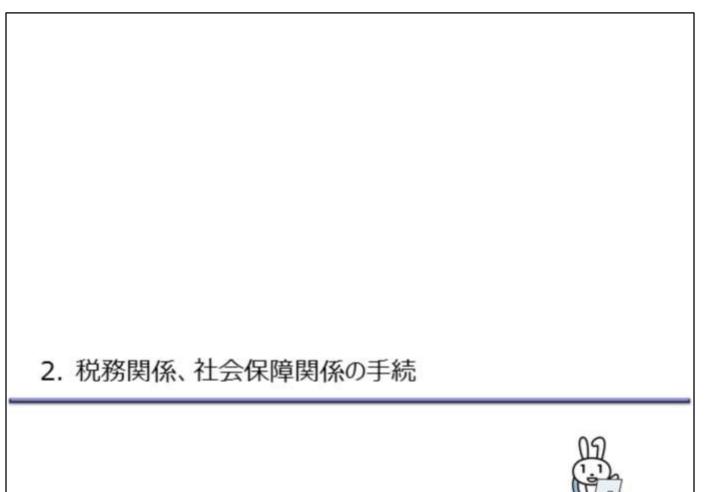
■マイナンバーカードは企業や学校等でまとめて申請いただけます

企業や学校等で交付申請書を取りまとめ、マイナンバーカードの申請を一括して行うことができます。

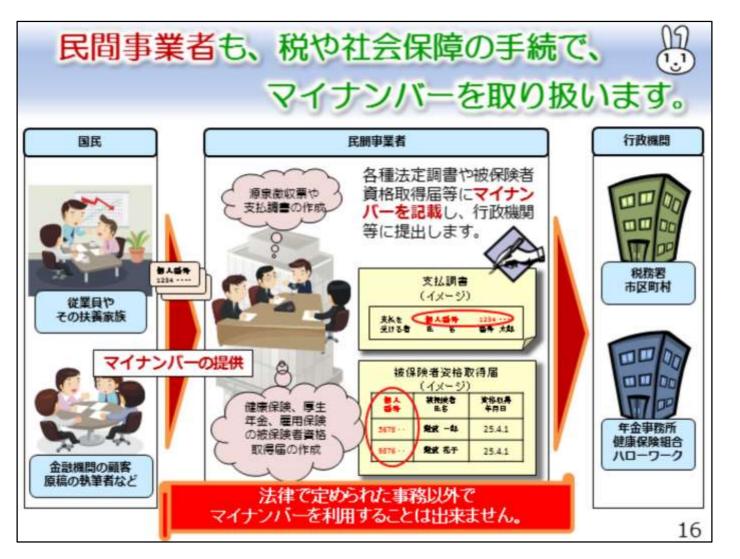
14

また、市町村と調整のうえ、企業や学校等に市町村職員が出向き、本人確認を行い一括して申請を受け付けることができます。

ご希望の場合は、企業や学校等が所在する市区町村にご相談ください。







■民間事業者もマイナンバーを取り扱います

民間事業者は、従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続、給与の源泉徴収票の作成事務を行っています。また、証券会社や保険会社でも、配当金・保険金等の法定調書の作成事務を行っています。平成28年1月以降、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要になります。

給与の支払を受ける方や金融機関と取引がある方は、勤務先や証券会社、保険会社等の 金融機関に本人や家族のマイナンバーを提供する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、支払った報酬について、支払調書を提出する場合には、その支払調書に記載するために、こうした外部の方からもマイナンバー(又は法人番号)を提供してもらう必要があります。

■マイナンバー制度は、社会保障や税の手続で全従業員に関係する制度です

平成28年1月以降、税や社会保障の手続のために、それぞれの帳票等の提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員のマイナンバーを順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

また、マイナンバーをその内容に含む個人情報(特定個人情報)は適切に管理することが必要です。

税務関係の申告書等に、

マイナンバーを記載して提出します。

国税運用法 (書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)

※地方税関係の申告書等の除式については、地方税に関する法令に規定。

○ 国税通則法規則において、マイナ ンパーの記載を要しないものを規定 ・具体的には、平成28年国税庁告 示第7号において規定 ○ 国税通則法等の国税に関する法令の規定により、<u>申告書、申請書、届出書、調書そ</u> の他の書類に番号を記載

法定調書等については、主に<u>支払者</u>及び<u>支払を受ける者</u>の<u>マイナンパー又は法人番号</u> を記載

- 例) 給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)(には、控除対象配偶者及び控除対象扶 養親族等のマイナンバーを記載
- 例)生命保険金等の支払調告には、その支払の基礎となる契約を締結した者のマイナンバー又は法人番号を記載



■税務関係の申告書等にマイナンバーを記載して提出することになります

国税通則法をはじめとする国税に関する法令の規定により、申告書、申請書、届出書、 調書等に提出する本人のマイナンバー又は法人番号を記載します。

地方税関係の申告書や支払報告書等についても、地方税に関する法令の規定により、 同様に提出する本人のマイナンバー又は法人番号を記載します。

国税通則法においては、税務書類(申告書、申請書、届出書、調書その他の書類)の 共通的記載事項として、提出者の氏名、住所及び番号を定めています。

具体的には、給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書であれば、

- ①支払者のマイナンバー又は法人番号、
- ②支払を受ける者のマイナンバーに加えて、
- ③控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバーなども記載することとなります。

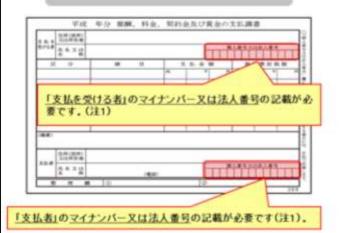
なお、支払を受ける者等のマイナンバー又は法人番号を記載するためには、支払調書や支払報告書を提出する前までに、支払を受ける者等からマイナンバー又は法人番号の 提供を受ける必要があります。

ただし、税務書類(納税申告書及び調書を除く)のうち、マイナンバーの記載を要しない書類として「財務省令で定める書類」が規定されており、国税通則法施行規則において、この「財務省令で定める書類」は、「納税申告書その他の個人番号を記載すべき書類の提出に関連し、又はその後続の手続として提出される税務書類として、国税庁長官が定める書類」とされています。

さらに、「国税庁長官が定める書類」は、平成28年国税庁告示第7号において、マイナンバーの記載を要しない書類が規定されています。

法定調書へのマイナンバー又は法人番号の記載箇所は以下のとおりです。

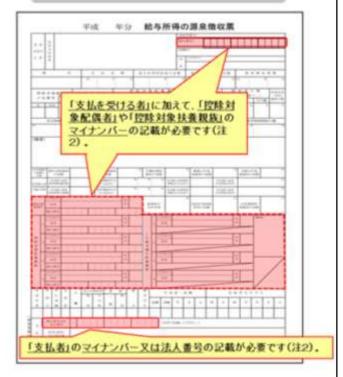
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書



(注1)税法上本人に交付する義務がない法定調書について、 支払内容の確認などのため、本人にその写しを交付する場合 には、マイナンバーを記載して交付することはでき ません。

(注2) 給与所得の源泉撒収票には、税務署提出用と本人 交付用がありますが、本人交付用には、マイナンバー 及び法人番号は記載しません。

給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)



18

■法定調書のマイナンバー又は法人番号の記載箇所は以下のとおりです。

法定調書には、支払を受ける方と支払者の番号を記載することとされています。 代表的な例として、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書と給与所得の源泉徴収票を挙 げています。

左側の様式は、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の様式であり、「支払を受ける者」の欄及び「支払者」の欄にマイナンバー又は法人番号を記載します。

(注1)の記載のとおり、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書のように、税法上本人 に交付する義務がない法定調書について、支払内容の確認などのため、本人にその写しを交 付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんのでご注意ください。

右側の様式は、給与所得の源泉徴収票の様式です。

給与所得の源泉徴収票においては、「支払を受ける者」及び「支払者」のマイナンバー又は法人番号を記載することに加えて、「控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」のマイナンバーを記載します。

(注2)の記載のとおり、給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用にはマイナンバー及び法人番号は記載しませんのでご注意ください。

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書への マイナンバー又は法人番号の記載箇所は以下 のとおりです。



一定の要件のもと、マイナンバーの記載が不要となる場合があります。



記載が必要なマイナンバー又は法人番号

- O 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、**給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等のマイナンバー** の記載が必要です。
- O この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者のマイナンバー又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者がマイナンバーを記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。 「従たる給与についての扶養総除等(異動)申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

■税務関係書類の様式が変わりました(続き)

源泉所得税、個人住民税に関する書類として、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」がありますが、これには給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です。

また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、給与等の支払者のマイナンバー又は法人番号をその申告書に付記する必要があります。

給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者がマイナンバーを記載する書類はほかにも「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」などがあります。

これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者のマイナンバー又は法人番号を付記する必要があります。

なお、一定の要件のもと、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載 を省略できる場合があります。

具体的には、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書については、給与支払者が従業員等のマイナンバー等を記載した一定の帳簿を備えている場合には、その帳簿に記載されている方のマイナンバーの記載を要しないものとされました。



■社会保障関係の届出書等にマイナンバーを記載して提出することになります

雇用保険の被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格取得届など、 事業主の皆さまから、行政機関等に提出していただく社会保障関連の各種届出書や申請書 等に、対象者のマイナンバー又は法人番号を記載することとなります。

このため、事業主の皆さんは、従業員等からマイナンバーを取得しておく必要があります。

厚生労働省のホームページに社会保障分野の社会保障・税番号に関する特設サイトがあり、事業主の皆様へ向けた情報が掲載されていますので、ご活用ください。

社会保障関係書類(事業主提出)への番号の記載時期①

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険(※1)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・雇用保険被保険者資格取得届等 以下の様式に「法人番号」を追加 ・雇用保険適用事業所設置届等	平成28年1月1日提出分~
労災保険 (請求人の代理人と なる場合※2)	以下の様式に「個人番号」を追加 ・ 障害(補償)給付支給請求書 ・ 遺族(補償)年金支給請求書 ・ 傷病の状態等に関する届 等	平成28年1月1日提出分~
労働保険	以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 労働保険関係成立届 ・ 労働保険料等申告書	平成28年1月1日提出分~
健康保険· 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分~ (※3)
	以下の様式に「法人番号」を追加 ・ 新規適用届等	平成28年1月1日提出分~

- ※1 雇用保険の手続のうち、高年齢雇用継続給付、育児体業給付、介護体業給付の申請について、平成28年2月16日から、原則として、事業主を経由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主は番号法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員のマイナンバーを確認するための書類の提出は不要となります。
- ※2 労災保険の手続については、法令上、請求人が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっているため、原則、事業主のみなさまに手続をしていただくことはございませんが、請求人が自ら手続を行うことが困難である場合については、事業主は助力しなければならないとされていることから、そのような場合においては、請求人の委任により、本人の代理人として提出いただくことができます。
- ※3 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、マイナンバーの記載時期は未定です。
- ※4 国民健康保険組合については、平成28年1月1日~各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

21

■社会保障関係書類へのマイナンバー記載時期は制度により異なります

社会保障関係書類へのマイナンバーの記載時期は、

- 雇用保険については、税と同様、平成28年1月1日提出分から
- ・ 健康保険・厚生年金保険については、法人番号の記載は平成28年1月1日以降の 提出分から

記載をお願いしています。

なお、日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金保険関係の書類については、記載時期は未定です。

また、国民健康保険組合については、平成28年1月1日提出分から記載が必要です。



雇用保険について、在職者のマイナンバーは、雇用継続給付の届出があった場合に限り、 事業主から提出していただきます。

また、健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員や被扶養者のマイナンバーを健康保険組合からの依頼に応じて、健康保険組合に提出していただくことになります。

雇用保険関連事務では、 以下の様式等を変更しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更した様式等 雇用保険被保険者资格取得届 雇用保険被保険者资格表失届·氏名変更届 高年餘雇用継續給付受給资格確認票·(初回)高年餘雇用維 競給付支給申請書(注) 育児休業給付受給资格確認票·(初回)育児休業給付金支給申請書(注) 介護休業給付金支給申請書(注)

様式改正例(雇用保険被保険者資格取得届)



(i主) 原則として、事業主から提出していただくこととしていますが、本人が申請することも可能です。

■雇用保険関連事務での変更される様式です。

雇用保険関係事務のうち、事業主の皆様方に提出いただいているものについては、 具体的にこのような変更があります。

ハローワークに提出していただく、

- 雇用保険被保険者資格取得届、
- 喪失届、氏名変更届
- 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・申請書
- 育児休業給付受給資格確認票・申請書
- 介護休業給付金支給申請書

にマイナンバーを記載する個人番号欄が追加されています。

健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)では、 以下の様式等を変更します。



●健康保険・厚生年金保険関連事務(適用関係)(事業主提出関係)

変更される様式等

健康保険·厚生年金保険 被保険者资格取得届/厚 生年金保険70歳以上 被用 者該当届

健康保険·厚生年金保険 被保険者資格喪失届/厚 生年金保険70歳以上 被用 者不該当届

厚生年金保険被保険者 资 格赛矢届/70歳以上 被用 者該当届

健康保険·厚生年金保険 被保険者報酬月額算定 基礎届/厚生年金保険70歳 以上被用者算定基礎届

健康保険·厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 /厚生年金保険70歳以上 被用者月額変更届

変更される様式等

健康保険·厚生年金保険 被保険者賞与支払届/ 厚生年金保険70歳以上 被用者賞与支払届

健康保険被扶養者(異動)届 /国民年金第3号被保険者 関係届

国民年金第3号被保険者 関係届

健康保険・厚生年金保険 育児体業等取得者申出書(新 規・延長)/終了届

健康保険·厚生年金保険 育児休業等終了時報酬 月額変更届/厚生年金 保険70歳以上被用者育児 休業等終了時報酬月額相当 額変更届

変更される様式等

健康保険·厚生年金保険 產前產後休業取得者申出 書/変更(終了)届

健康保険·厚生年金保険 產前產後体業終了時報酬 月額変更届/厚生年金保 映70歲以上被用者產前產 後体業終了時報酬月額相 当額変更届

厚生年金保険義育期間 標 準報酬月額特例申出書·終 了届

厚生年金保険被保険者 種 別変更届

厚生年金保険特例加入 被 保険者资格取得申出書

変更される様式等

厚生年金保険特例加入 被 保険者资格赛失申出書

健康保険·厚生年金保険 新規適用届

- ※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等に払いて、マイナンバーを記入した書類の提出を求められることがあります。
- ※ 様式等の変更は、平成30年3月(一部7月以降)から実施

24

■健康保険・厚生年金保険の適用関係事務の変更される様式です

健康保険・厚生年金保険の適用関係の事務のうち、事業主の皆様方に提出いただいているものについては、具体的にこのような変更があります。

日本年金機構や各健康保険組合に提出していただく、

- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、喪失届
- 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、変更届
- 健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届

等にマイナンバーを記載する個人番号欄が追加されます。

また、日本年金機構や各健康保険組合において、マイナンバーを利用して行政機関間の情報連携を行うことにより、これまで必要であった住民票や所得証明書などを省略することができるようになります。

健康保険関連事務(給付関係)では、 以下の申請書等の記載事項を変更しています。



●健康保険関連事務(給付関係)(事業主·本人提出関係)

申請書等の記載事項の変更		
食事	疲養標準負担額の滅額に関する申	
生活 請	疲義標準負担額の減額に関する申	
療養	豊の支給の申請	
移送	豊の支給の申請	
傷病	手当金の支給の申請	

Ф	申請書等の記載事項の変更	
埋奔科	4(サ)の支給の申請	
出產業	F児一時金の支給の申請	
出產手	当金の支給の申請	
	保険法第百八条第二項から第 での規定に該当するに至った)届出	
家族增	建 典料の支給の申請	

	申請書等の記載事項の変更
特定	疾病の認定の申請等
眼原	装額適用認定の申請
	額適用・標準負担額避額の認定 請等
高額	原務養の支給の申請
高朝等	介護合算療養費の支給の申請
	介護合算療義費の支給及び 証 の交付の申請等

25

■健康保険の給付関係事務の変更される申請書です

健康保険の給付関係事務については、具体的にこのような変更があります。

- 食事療養標準負担額の減額に関する申請
- 生活療養標準負担額の減額に関する申請
- 療養費の支給の申請
- 傷病手当金の支給の申請

といった事務に関し、申請書にマイナンバーを記載していただくこととなります。

これらの事務は、現在、ご本人から各健保組合や全国健康保険協会に提出される場合や、事業主を経由して行われる場合があります。

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の 様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。

- ·介護保険適用除外等該当·非該当届
- · 健康保険 肯児休業等取得者強認通知書
- ·健康保険 肯児休業等取得者終了雜認通知書
- ·健康保険 吉児休業等終了時報酬月報歌定通知書
- ·健康保険 限度額通用·標準負担額減額認定証
- ·健康保険 被保険者標準賞与報決定通知書
- · 體 医保険液保険者証
- ·健康保険被保険者報酬月報改訂通知書
- ·被保険者氏名変更 雜認通知書
- ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書
- ·被保険者資格喪失雜認通知書

- 労働者災害補債保険 業務災害用 褒要補債給付たる褒要の費用請求書(同一傷病分)
- ・労働者災害補償保険 業務災害用 康美補償給付たる復奏の費用請求書(同一傷病分)(は9・ きゅう)
- ・労働者災害補償保険 業務災害用 康養補償給付たる康養の費用請求書(同一傷病分)(承襲)
- ・労働者災害補償保険 業務災害用 康養補償給付たる康養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)
- ・労働者災害補償保険 通助災害用 康要給付たる康要の費用請求書(同一傷病分)
- ・労働者災害補償保険 通勤災害用 機要給付たる機要の費用請求書(同一傷象分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 通助災害用 康要給付たる康要の費用請求書(同一傷病分)(柔整)
- ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(栗局)
- · 労働者災害補賃保険 業務災害用 休業補價給付支給請求書
- · 对佛者災害補價保險 通勤災害用 休業給付支給請求書

ハローワークに提出する様式

- 會児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)
- 實現休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
- · 介護休業給付金支給· 不支給決定通知書
- ·雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書·而定労働時間 短婚開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手機用)
- ·雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/ 學業主流知用)
- ·雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用/事
- 業主通知用) · 雇用保険被保険者 資格喪失疑認通知書(事業主通知用)
- ·雇用保険液保険者証
- · 雇用保險被保險者転數員
- ·雇用保険液保険者転數届受理通知書(事業主通知用/液保険者 通知用)
- ・雇用保険液保険者離職証明書(安定所提出用ご事業主控用)
- ·雇用保險被保險者離職業-2
- ·曆用保険被保険者六十歲到達時等賃金証明書(安定所提出用/ 事業主控用)
- · 高年酚雇用總統給付支給決定通知書(被保険者通知用)
- · 基年酸酯用纖維給付次同支給申請日指定通知書(基業主通知用)

年金事務所の様式

- · 厚生年金保険 通用証明書
- ·健康保険 標準賞与裁決走通知書(訂正)
- ·健康保険 標準賞与額累計申出書
- •健康保険•厚生年金保険 肯児休業等取得者確認通知書
- ·健康保険·厚生年金保険 肯児休業等取得者終了雜誌通知書
- ·健康保険·厚生年金保険 度前度後休業等取得者雜認通知書
- ·健康保険·厚生年金保険 資格喪失雜認通知書
- ·健康保険·厚生年金保険 被保険者資格取得·資格喪失等雜認通知書
- ·健康保険·厚生年金保険 被保険者住所変更履
- · 禮廉保險· 運生年金保險 被保險者穩單質与額決定通知書
- · 健康保険·厚生年金保険 被保険者務準報酬改定通知書
- ・健康保険・厚生年金保険資格取得強認および標準報酬決定通知書
- ・厚生年金保険 70歳以上被用者言児休業等終了時報酬月 級相当額 歌走のお知らせ
- ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ
- ・厚生年金保険 70歳以上被用者座前座後休業終了時報酬 月額相 当額政 定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者課準報酬月額相当額改定および課準買与相当額のお 知识世
- · 年金手帳

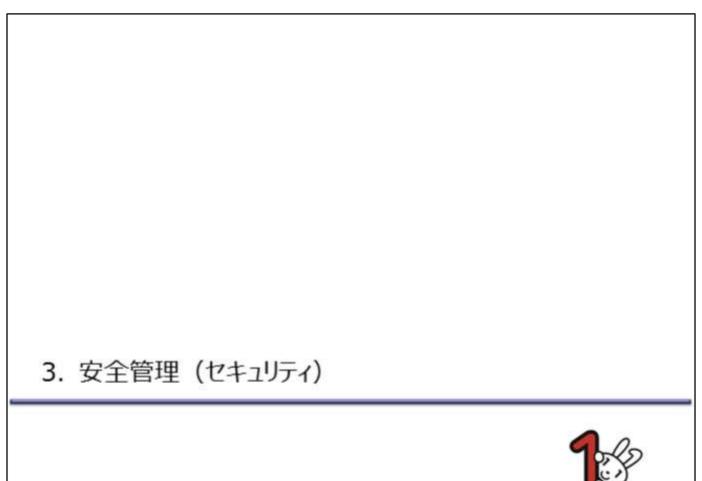
26

■これらの社会保障関係の様式については、変更は行いません

事業主の方々から、各様式へのマイナンバーの追加要否について、たくさんのご質問を いただいています。

ここに示した様式は、マイナンバーを記入する必要がないものです。

事務負荷や情報漏えいリスクなどの観点から行政側からお知らせする通知書類などには マイナンバーは追加しません。





マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に 漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等(例:他人の個人番号を用いた成りすまし)等により財産その他の被害を 負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置(個人番号の確認・身元(実存)の確認)(マイナンバー法第16条)
- ② マイナンバー法 (※) の規定によるものを除き、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報) の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止(マイナンバー法第20条、第28条)
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督(マイナンバー法第33条~第35条)
- ④ 特定個人情報保護評価(マイナンバー法第27条、第28条)
- ⑤ 罰則の強化(マイナンバー法第48条~第57条)
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認(マイナンバー法附則第6条第3項)

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

(※) 行数手続における特定の個人を課別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)



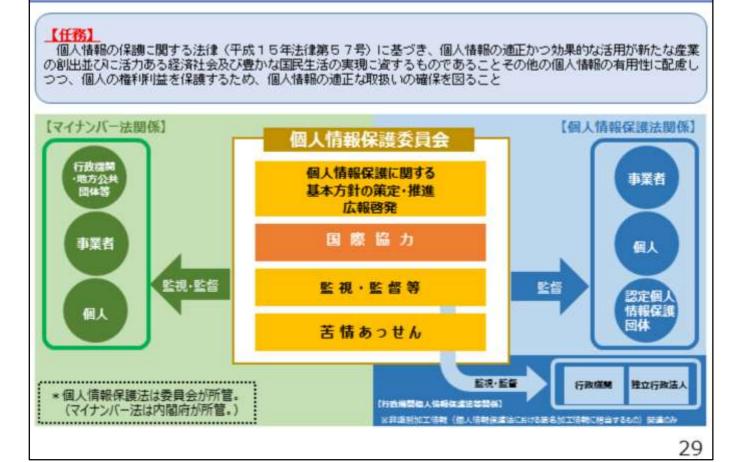
■個人情報に対する懸念に制度面・システム面で厳しく対応します

個人情報が外部に漏れるのではないか、他人のマイナンバーでなりすましができるのではないか、といった懸念の声に対し、安全・安心を確保するため、制度・システムの両面から、個人情報保護の措置を講じています。

制度面の措置としては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管を禁止しています。また、個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行うほか、法律違反に対する罰則も重くなっています。

システム面の措置としては、まず、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、 年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、 行政機関の間の情報のやりとりには、マイナンバーを直接使わず、通信する場合は暗号化 を行い、システムにアクセスできる人を制限します。

個人情報保護委員会について



■第三者機関が監視・監督活動を行います

個人情報保護委員会は、個人情報(マイナンバーを含む。)の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された第三者機関です。

マイナンバーが行政機関等や民間企業において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査を適時適切に行うなど、効率的かつ効果的に監視・監督活動を行います。

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- ○マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が 外部に漏えいするのではないか。
- ○他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での 利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- ○<a href="https://www.contents.conte
- ○民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

30

■マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります

マイナンバーについては、「個人情報の追跡・突合が行われ、個人情報が外部に漏えいするのではないか」、「他人のマイナンバーを用いた成りすましにより財産的な被害を負うのではないか」といった様々な懸念が示されてきたところです。

マイナンバー制度では、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、各種の保護措置 が設けられています。

こうした保護措置やその解釈について、個人情報保護委員会が、具体例を用いて分かり やすく解説したガイドラインを策定しています。

民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者との議論を踏まえ、マイナンバーが実務の 現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

また、事業者編の別冊として、金融業務関係のガイドラインも策定しているほか、行政機関等・地方公共団体等編も策定しています。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示!

- マイナンバーを取得する際は、<u>利用目的を特定して明示</u>(※) する必要があります。
 - (例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険·厚生年金保険届出事務」
- 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で 利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。



※ マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に選加又は公表する。また本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に!

- マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等 を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認(番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主である ことの確認(身元確認)を行います。

31

■マイナンバーの取得に当たって、利用目的をきちんと明示してください

マイナンバーは、法律で限定的に明記された場合以外で、提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできません。

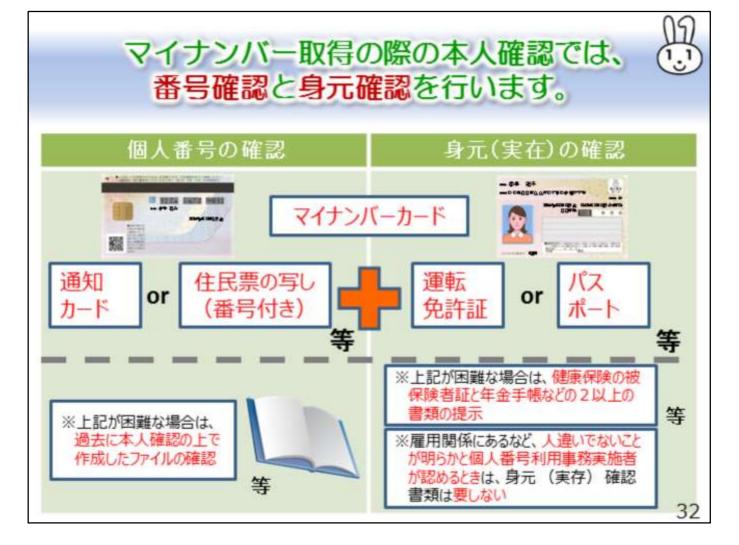
マイナンバーを従業員から取得する際、法律で認められた利用目的を特定し、通知又は 公表することが必要です。

源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的でマイナンバーを利用する場合、 まとめて目的を示しても構いません。

■なりすまし防止のため、本人確認は厳格に行ってください

番号のみでの本人確認では、なりすましのおそれもあることから、日本の制度では、番号のみでの本人確認は認められません。必ず、番号が正しいことの確認に加え、番号の正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。

また、代理人による手続の場合、①法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状による「代理権の確認」、②「代理人の身元確認」、③「本人の番号確認」を行う必要があります。



■本人確認は「番号確認」と「身元確認」が必要です

従業員が「マイナンバーカード」を持っている場合には、番号確認と身元確認がこのカードのみで可能です。

マイナンバーカードを持っていない従業員については、番号確認は「通知カード」での確認が基本です。ただし、通知カードには写真がなく、身元確認はできないため、運転免許証やパスポートなどで身元確認を行います。

さらに、原則的な取扱が困難な場合にどうするかの一例を示していますが、どういう書類で番号確認と身元確認を行うかは詳細に決められています。

なお、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番 号利用事務実施者が認めるとき(※)は、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

内閣官房のマイナンバーの特設ホームページや国税庁の特設サイトで本人確認の詳細に 関する資料を掲載していますので、参考にしてください。

(※)個人番号利用事務実施者が認めるとき(国税関係)

雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに 準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者 が通知カード若しくは令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個 人識別事項又は規則第三条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事 項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかな場合

従業員から扶養親族のマイナンバーを 取得する場合、民間事業者が**扶養親族の** 本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出

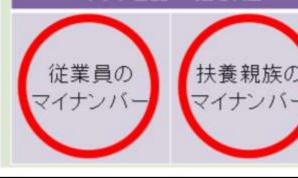


事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性



扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性





33

■扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要な場合があります

従業員の扶養親族のマイナンバーの取得の際の本人確認について、どういった対応が必要か、わからないという意見があります。

税の扶養控除等申告書の提出については、事業者への提出義務者はあくまで従業員であり、扶養親族のマイナンバーの本人確認も従業員が行うため、民間事業者が扶養親族の本 人確認を行う必要はありません。

これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への提出義務者は扶養親族であることから、扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要です。このとき、本人確認として2つのパターンが考えられます。

(ア) 従業員が扶養親族の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→ (マイナンバー) →従業員 (扶養親族の代理人) と番号が渡る際には本人確認は必要ありません。

次に、従業員(扶養親族の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際に、会社は従業員(扶養親族の代理人)に対して本人確認を行います(代理権確認+代理人身元確認+本人番号確認)

(イ) 従業員が会社の代理人になるパターン

この場合、扶養親族→(マイナンバー)→従業員(会社の代理人)と番号が渡る際に、従業員(会社の代理人)が扶養親族に対して本人確認を行います(本人番号確認+本人身元確認)

次に、従業員(会社の代理人)→(マイナンバー)→会社と番号が渡る際には 本人確認は必要ありません。

マイナンバーには、

利用、提供、収集の制限があります。











【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

3/

■マイナンバーには利用、提供、収集に関する制限があります

まず、マイナンバーの利用範囲は、現在の法律では、社会保障、税、災害対策に限定されていますので、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などにマイナンバーの提供を求めることが可能です。

例えば、マイナンバーを社員番号や顧客管理番号として使用することはできません。

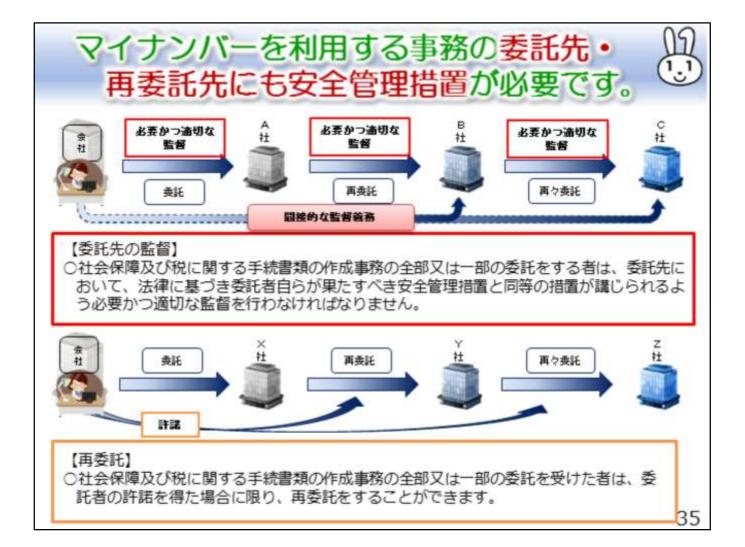
また、法律で限定的に認められた場合を除き、マイナンバーの提供を求めることはできません。

例えば、給与の源泉徴収事務の場合、従業員は扶養控除等申告書に扶養親族のマイナンバー、自分のマイナンバーを記載して、事業者に提出します。

提供を求める時期は、当該事務の発生時点が原則ですが、契約の締結時など、当該事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されます。

収集に関しても、法律で限定的に認められた場合を除き、特定個人情報を収集できません。

例えば、他人のマイナンバーをメモすること、プリントアウトすること、コピーを取ることは「収集」に当たります。一方、マイナンバーの提示を受けただけでは「収集」には当たりません。



■マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部を委託する場合、委託先で、 委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

具体的には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握の3点が必要となります。

委託者は、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。

また、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、 特定個人情報の目的外利用の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業 者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなけ ればなりません。

委託者は、委託先に対する監督だけではなく、再委託先以降に対しても同様に間接的に 監督義務を負います。

また、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託先は、最初の 委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。



■マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です

事業者は、マイナンバーや特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりませんし、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

特定個人情報等の取扱いに当たっては、マイナンバーを取り扱う事務の範囲を明確化することが重要です。事業者が講ずべき安全管理措置の内容として、ガイドラインでは、基本方針の策定、取扱規程等の策定、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を示しています。

なお、事業者のうち従業員の数が100人以下の中小規模事業者における特例的な対応方法 を示しており、実務への影響に配慮しています。

〇「基本方針の策定」とは、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要というものです。

なお、基本方針の策定は義務付けられてはいませんが、従業員等への周知・研修を行い やすくなるというメリットがあります。

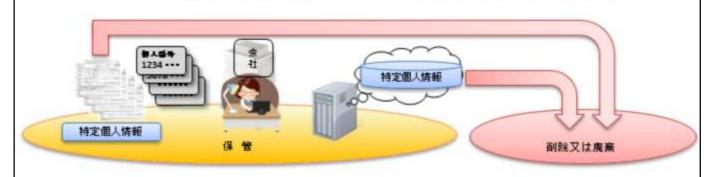
- 〇「取扱規程等の策定」とは、個人番号を取り扱う事務の範囲、特定個人情報等の範囲及び事務取扱担当者を明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定する必要があるというものです。
- 〇「組織的安全管理措置」とは、組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全 管理措置の見直しを行うことです。
- 〇「人的安全管理措置」とは、事務取扱担当者の監督・教育を行うことです。
- 〇「物理的安全管理措置」とは、特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄についての対応を行うことです。

なお、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄については、不要になった時点で、 できるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄を行い、また、削除又は廃棄した記 録の保存等を行う必要があります。

〇「技術的安全管理措置」とは、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不 正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うことです。

マイナンバーの 保管(廃棄)にも制限があります。





【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限(廃棄)】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することは できない ため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

37

■マイナンバーの保管(廃棄)にも制限があります

マイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報は、法律で限定的に明記された場合を除き、保管してはならないとされており、法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

また、マイナンバーが記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものは、その期間保管することとなります。

例えば、雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナン バーを給与の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等のために翌年度以降も継 続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管できると解され ます。

一方、法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令で定められた保存期間を経過した場合、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

なお、マイナンバーの部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で他の情報の保管を継続することは可能です。

このように、マイナンバーの保管(廃棄)には制限があり、廃棄又は削除を前提として、紙の書類であれば廃棄が容易になるように年限別に管理することなどや、システムであれば、不要となったマイナンバーを削除するための仕組みを構築することなどが望ましいと考えられます。

ı			同種法律における孫欽規定の問題			
	行為	マイナンバー法の法定刑	存收据网络人排租 税成法 独立折约此人等部人排租 税成法	in A Makinghot	& M.E. sales	
特定のい	情報提供ネットワークシステムの事業に従事する者 が、情報が携や情報提供ネットワークシステムの置 路に関して知り提を研究を抱らし、または溶用	3年以下の登校の150万以下の同金 (併得されることも9)		-	2年以下の警務 or 100万以下の開金	
公務員が対象	国。地方公共同は、地方公共同は価値システム機器 などの役職員が、職権を監用して装定値人価値が記 扱された文書等を収集	2年以下の替扱の100万以下の同金	1年以下の警疫 or 50万以下の概念	~	-	
号の取扱者が対	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに使事 する者や使事していた者が、正過五屋由立く、業務で 取り扱う個人の機務が記録された基定個人情報ファ イルを提供	4年以下の領債の200万以下の開金 (併料されることあ9)	2年以下の間後 or 100万以下の開金	æ	· ···	
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事 する者や従事していた者が、業務に関して知り課をマ イナンパーを自己や第三者の不正な利益を図る目的 で提供し、また仕款用	3年以下の替扱or150万以下の開金 (併発されることも9)	1年以下の登録 or 50万以下の開金	-	2年以下の替役 or 100万以下の開金	
誰でも対象	人を散を、人に暴行を加え、人を管迫し、又は、財物 の弱取、施設への使入等によりマイナンバーを取得	3年以下の整役or150万以下の開金	-	-	-	
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情 報保護委員会の命令に運反	2年以下の替役の50万以下の同金	-	6月以下の 登役 or 30万以下の 同金	1年以下の 競役 or 50万以下の同金	
	個人情報保護委員会による検査等に際し、建構の報告、建構の報告、建構の資料提出をする、検査担否等	1年以下の替役or50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の同金	
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取 得	6月以下の替役。50万以下の罰金	_		30万以下の同金	

■罰則が強化されました

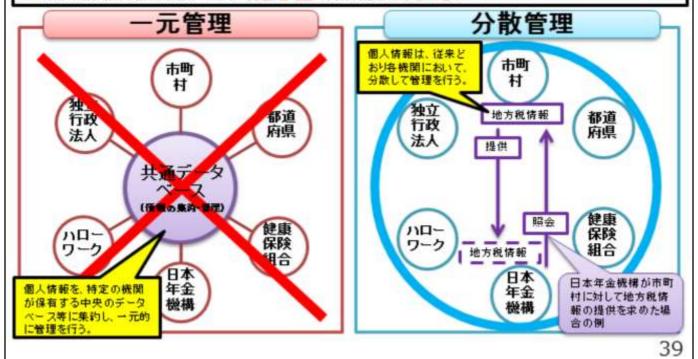
マイナンバー制度における罰則は同種法律における類似既定の罰則よりも強化されています。

38

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

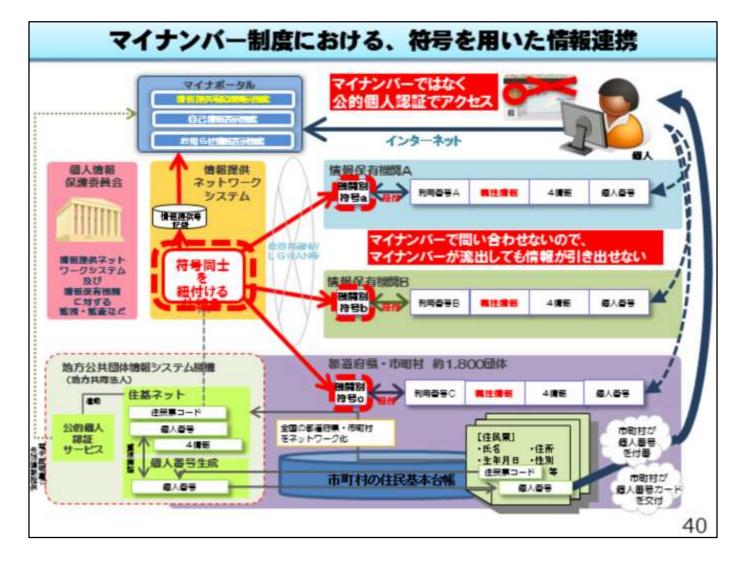
★番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



■個人情報は分散管理されます

マイナンバー制度では、個人情報は一元管理されず、市町村や、都道府県、健康保険組合など各 行政機関がこれまでどおり保有し、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを使用してやり取りす るという「分散管理」方式が採用されております。



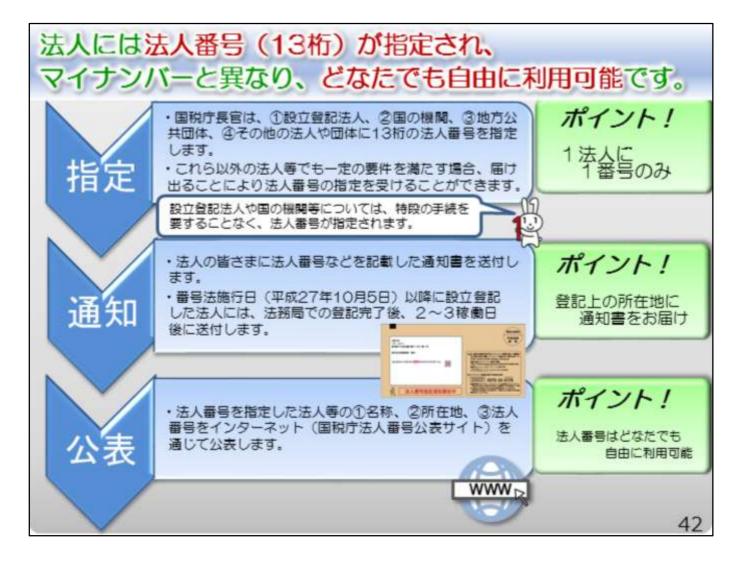
■情報連携にはマイナンバーそのものを利用しません

マイナンバー制度における情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する安全な仕組みとなっています。

また、マインバーカードを使ってログインするウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で、いつ、どの機関の間で、自分に関するどの情報がやり取りされたのか、確認することができます。







■法人には法人番号(13桁)が指定され、マイナンバーと異なり、どなたでも自由に 利用可能です

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に 13桁の法人番号を指定します。

これらの法人については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されることになります。

また、これら以外の法人等であっても、一定の要件を満たす場合、国税庁長官に届け出ることによって、法人番号の指定を受けることができます。

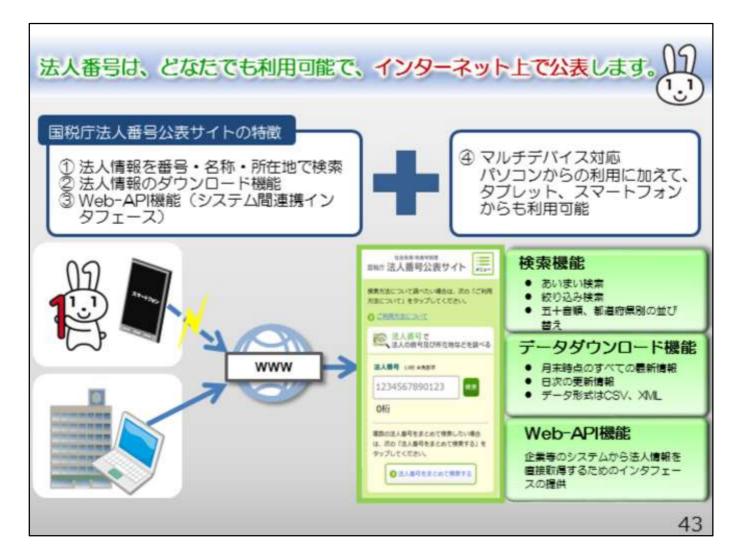
法人番号の指定のポイントは、1法人に対し1番号のみ指定され、法人の支店や事業所等、個人事業者や民法上の組合等には指定されないことです。

法人番号の通知のポイントについて申し上げますと、例えば、設立登記法人については、 登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知書をお届けすることになります。

したがいまして、法務局への設立登記は行ったが、登記上の本店所在地で郵便を受け取ることができないような場合には、通知書を受け取れず、返戻されることになりますので、ご留意願います。

国税庁長官は、法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット(国税庁法人番号公表サイト)を通じて公表します。

法人番号の公表のポイントは、マイナンバーと異なりその利用範囲に制約がなく、インターネットによる公表を通じてどなたでも自由に利用が可能なところです。



■法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトには、以下の4つの特徴があります。

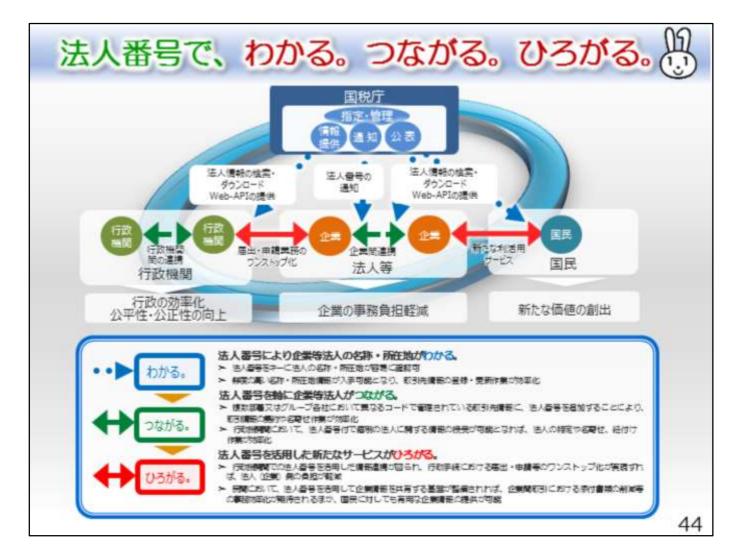
- ① 法人情報を番号・名称・所在地の3情報から検索が可能
- ② 法人の3情報は、利用者の皆様がパソコン上で2次活用することができるよう、 データのダウンロードが可能
- ③ Web-API機能を提供
- ④ パソコンでの利用に加え、タブレット、スマートフォンからも利用可能なマルチ デバイス対応

具体的に申し上げますと、検索を行う際には、あいまい検索や絞り込み検索、また検索結果の五十音順や都道府県別の並び替えができます。

データダウンロード機能としては、月末時点の番号指定を受けた全法人の最新情報のダウンロードのほか、日次の更新情報のダウンロードが可能です。

なお、ダウンロードデータはCSV形式とXML形式で提供しています。

Web-API機能とは、企業等のシステムから人手を介することなく、法人情報を直接取得するための機能で、そのためのインタフェースの提供を行っています。



■法人番号の導入目的や利活用によるメリットについて説明します

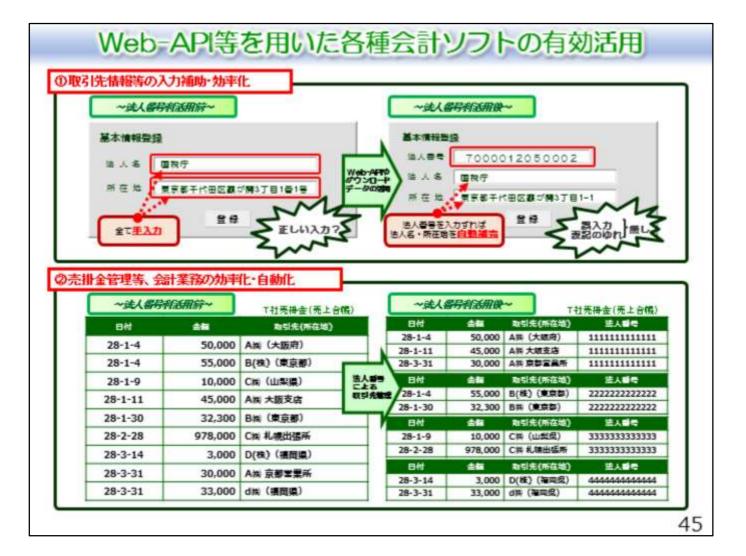
資料中ほどの3つの箱に記載してあるとおり、法人番号は、行政を効率化し、国民(法人)の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するほか、新たな価値の創出を図るために導入されたものです。

こうした法人番号の利活用によるメリットについて、それがどのような形で実現されるのかを単純化して言い表した「わかる。つながる。ひろがる。」というキャッチフレーズを用いて説明します。

「わかる。」とは、法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかることを表しています。具体例としては、法人番号の検索により、法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能となります。また、鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化します。

「つながる。」とは、法人番号を軸に企業等法人がつながることを表しています。具体例としては、企業や行政機関間における法人情報の連携が必要な場合、複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することで、取引情報の集約や名寄せ作業の効率化が期待されます。

「ひろがる。」とは、法人番号を活用した新たなサービスがひろがることを表しています。 一定の前提を置いたお話ですが、行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行 政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人(企業)側の負担が軽減 されます。また、民間においても、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備され れば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対して も有用な企業情報の提供が可能になると考えられます。



■Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用について説明します。

まず1つ目は、ウェブサイトや業務システムで行う法人情報の入力補助機能として、法人番号を活用することができるというものです。

現状、法人名及び所在地といった法人の基本情報をすべて手入力しているとします。この場合、誤入力や、表記のゆれにより、取得した情報を活用する際に問題が生じることがあります。

Web-API又はダウンロードデータを活用することで、法人番号だけ入力すれば、法人番号公表サイトで公表している「法人名」「本店所在地」の情報を自動的に補完入力する機能を追加することができます。これにより、誤入力や表記のゆれによる問題が解消できるほか、入力作業の効率化にもなります。

2つ目として、各社売掛金(売上台帳)の管理を、法人番号付きで行うと、取引先ごとの 集計が容易になることが挙げられます。

現状、売掛金(売上台帳)の管理を、取引発生日ごとに記載(入力)しているとします。 法人番号付きで売掛金(売上台帳)の管理を行うと、法人番号をキーに、取引先ごとの集 計が容易になります。また、支店・出張所との取引であっても、本店と同一の法人番号であ ることから、取引先ごとの集計を確実に行うことができます。

このような機能を搭載した各税務会計ソフト等が民間のソフト会社において開発されており、既にサービスを開始している税務会計ソフトもあるようです。

行政機関における利活用 ~公開情報への法人番号の併記~

~平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます~

概要

- ・目 的:法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公間情報の利用価値を高める
- · 対象者: 行政機関·独立行政法人等·地方公共団体
- ・対 象:行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報

(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

・表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。ただし、列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) 〇〇に関する指定法人一覧

<Before >

R	章体名	原在地	Esse	1	To.	340	(法人重号)	所在地	記述者を
1	株式会社のの	東京都千代田区〇〇	03-00		1	#####	1234567890123	東京都千代田区〇〇	03-00
2	200	less.	***	-	2	***	***	***	***

・文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 欠中に併記する場合

〇〇法連反に係る措置命令の実施

00者は00に運気して00を行った。株式会社00 (法人書号 12345年及100 123) に対して、00 の規定に基づき指置命令を行いました。

46

■ 公開情報への法人番号の併記について説明します

背景としては、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)や、マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」(平成26年5月20日)において、国・地方公共団体が法人に係る情報をインターネット等で公開する際の法人番号の併記について、平成28年1月の法人番号の利用開始以降、順次実施することとされ、平成30年1月以降はそれが原則となります。

これによって、法人番号を用いた検索・収集・利用が容易になり、公開情報の利用価値が 高まると考えられます。

対象となるのは、行政機関・独立行政法人等・地方公共団体であり、具体的な情報としては、調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等に係るものなどが挙げられます。

併記の方法として、表形式の場合には、法人名の次の列に法人番号を記載する列を追加します。

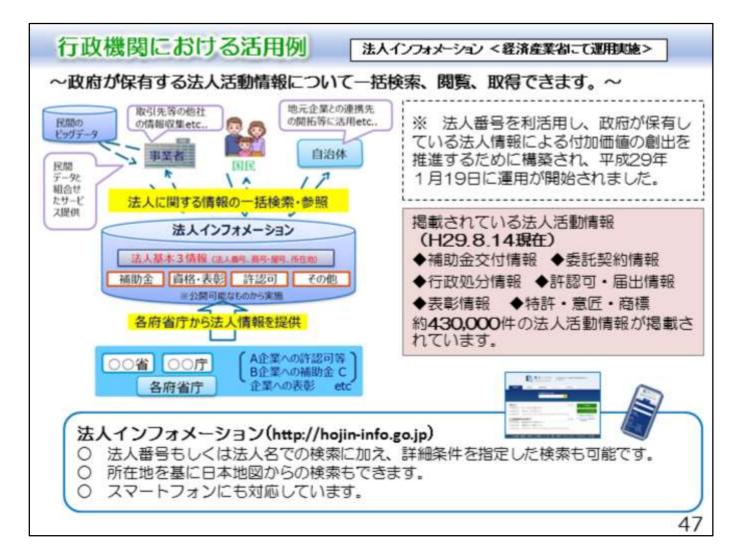
ただし、システム上の制約等、列を挿入することが困難な場合には、法人名欄に記載されます。

文章形式の場合には、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載します。

この際、視認性を確保するため、法人番号の頭には「法人番号」と記載し、全体をかっこでくくります。

(参考)

法人番号の併記の一例として、各府省等のホームページに、それぞれの府省等の法人番号が併記されるようになってきています。



■行政機関における活用例として、経済産業省にて運用実施されている「法人インフォメーション」をご紹介します

経済産業省では、政府が保有する法人の情報等を一括で検索、閲覧できる「法人インフォメーション」の運用を、平成29年1月より開始しています。

掲載している情報は、各府省庁が保有している、補助金交付情報、委託契約情報、行政処分情報、許認可・届出情報、表彰情報などであり、今後も順次、追加される模様です。

法人インフォメーションでは、「法人番号」、「法人名」での検索に加え、「所在地」、 「資本金」、「従業員数」などの詳細条件を指定した検索も可能です。

また、「簡易地図検索」機能も設けられており、所在地を基に、日本地図からの検索も可能となっております。

行政機関における活用例 統一資格審査申請・調達情報検索サイト <総務省にて運用実施>

~全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。~

<イメージ図>

※平施27年12月24日から、統一資格 申請項目に「法人番号」が追加されま した。

これにより、インターネットで申請等 を行う際に、まず法人番号を入力す れば、「商号又は名称」「本社住所」 「本社郵便番号」の情報が自動的に 反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本 社住所、商号又は名称などとともに、 法人番号も公開されることとなります。

~全省庁統一資格~

各省庁における物品の製造・販売等に係る 一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省 庁統一資格) です。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申 請慮所のいずれか1か所に申請し、資格を付 与された場合において、その資格は該当する 競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所 在する各省庁の全調連機関において有効な入 札参加資格となるものです。

	斯提	申請		
11010).			
933	5/00/15 (B)	○ 定務 ★ 随時 前後		
_	IL-TE			
	-	り減金 (Opはほん ★その他のほと (O種人 ()その他		
23.85		SECURIN DELL'ESCALUSES, ALFRANCE.		
211	Mount	中在図 本 月 日本 年 (VARO) は MRKKMDCHOALD, TOTAL		
H	SHLT.	COMPRESENTATION OF LOTHIC MESTELLIFE CONTROLLER, SUBJECTIVE PROSERVATOR MESSELVATOR CONTROLLER, SERVICE SERVICE.		
		T - (ARRESTATION START)		
* A 22 40.00	2007	(金素がた)・40まではた (注意できながら、音楽でからこうださまがます。		
	100	CHERRORE CONTRACTOR STATE OF THE COLORS		
	PHRY	(ZAntonickou) (Zhintonickou) (Zhintonickou)		
機能文 山底林	400	(Education) (E-Widolo-Mallogophilas Comp., bill., of Antonios (Education)		
	-	(ARTHOUGH) (C. R. ARTHOUGH) CONT. (A MICES PRINKLINGS, TROUTER (A.S.))		

<母孫書号に関する注意点>

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定し たものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便費号には対応していません。

48

■行政機関における活用例として、総務省にて運用実施されている統一資格審査申請・ 調達情報検索サイトをご紹介します

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格として、 全省庁統一資格があります。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1箇所に申請し、資格を付与 された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在す る各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

平成27年12月24日から、統一資格申請項目に「法人番号」が追加されました。

これによって、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号 又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開さ れることとなります(ただし、人格のない社団等については、あらかじめその代表者又は管 理人の同意を得た場合に限ります。)。

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)

発番機関コード

(国際標準規格部分) 国税庁に付与されたコード +

企業コード

(発番機関が定める部分) 13桁の法人番号

2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各個社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたIOチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・UN/EDIFACTデータエレメント3055(国連が運営】、ISO/IEC 6523-2(ISO)が運営】
 電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ·ISO/IEC 15459-2【ISOが運営】

商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

49

■国税庁が国際標準規格に基づく発番機関として登録されました

法人番号が国内のみならず、国際的な流通(電子商取引等)において、共通の企業コードとして利用できるよう、国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構(ISO)に登録し、「発番機関コード」を取得しました。

1. 法人番号を国際的な電子商取引において、共通の企業コードとして使用するイメージです。

まず、国税庁を、国連が定める規則及び国際標準規格に基づき組織(企業)コードを発番する機関、すなわち「発番機関」として国連及び国際標準化機構(ISO)に登録したことにより、国連等から「発番機関コード」を取得いたしました。

この「発番機関コード」と企業コード(法人番号)とを組み合わせることにより、 法人番号を国際取引においても活用できる唯一無二企業コードを無償で利用すること ができます。

- 2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例です。 各社各様で独自に設定している企業コードで管理している取引先について、法人番号 を共通の企業コードとして活用することができれば、ここに記載している、企業情報 のメンテナンス(商号・所在地等の変更)負荷の低減などの効果が期待されます。
- 3. 国税庁が発番機関として登録した3つの国際標準規格です。規格は、運営主体の違いはありますが、大きくは電子商取引に係る規格と、物を識別する電子タグに係る規格に関するものになります。

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	 ・国連が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	・国際標準化機構 (ISO) が運営 ・電子商取引などデー 夕通信における 授受の 当事者を識別するため の企業コードに関する 規格	・国際標準化機構 (ISO)が運営 ・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関コード	402	0188	TAJ

- **1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)
- ※2 ISO(International Organization for Standardization)
- ※3 IEC(International Electrotechnical Commission)

50

■国税庁が発番機関の登録をした、各標準規格の概要と国税庁に払いだされた 発番機関コードについて説明します。

登録規格の左から2つの規格(UN/EDIFACTデータエレメント3055 と ISO/IEC 6523-2)は、電子商取引などデータ通信における**授受の当事者を識別**するための企業コードに関する規格になります。

参考となりますが、UN/EDIFACTデータエレメント3055は、税関、国土交通省、海上保安庁、 法務省、NACCSセンターなども発番機関として登録されています。

平成29年10月から、輸出入申告書等の輸出入者符号を、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、原則、「法人番号」を記載(入力)することになります。

一番右のISO/IEC 15459-2は、商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格になります。これは、電子タグなどの自動認識メディアの中で企業を識別するため企業コード(法人番号)と、この発番機関コード(TAJ)を組み合わせて活用されます。

国税庁に付与された発番機関コードは、それぞれ「402」、「0188」、「TAJ」となっています。国税庁ホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

英語版webページにおける英語表記情報の公表

今較、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広 がるよう、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページを開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記を公表しています。

英語表記・公表の流れ

英語表記情報の入力

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム(※1)から入力します。 「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の新在地」に対応する英語表記を入力してください。

2) 英語表記情報の送信

「送信する」ボタンをクリックしてください。

・激響だけでは、全無手続は先子しません。 ・全無した 英語典記はインターネットよで全典されますので、**人 からきに振りがないが基拠してください**。

(3) 送信票の印刷

「送信祭を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信祭(来送付書)」を印刷してください。

印刷した「英語表記簿研送通算(楽送付書)」に法人確認書簿を参えて、国際庁法人香号管理室へ募送などの方法により提出してください(※2)。

- ※ 族人権緊害項は以下のいずれかの書類(又はその等し)を提出してください。
 - ・印度証明書 ・国权又は地方权の機利証書 ・許可、銀可、米銀に係る書類 ・特权証明書又は社会保険料の機利証書 ・定款、著付行為、規則又は規約 ・官公署から発行され、又は発始された書類その他これらに集するもの
- 国税庁において、登録内容等の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(※3)で公表します。
- ※1 英語表記登録フォーム: www.houlin-banzou.nta.go.lio/elgotouroku
- ※2 提出先:〒113-8582 東京都文京区電島4丁目6番15号 電島合河庁舎 国際庁長官官局企画課法人番号管理室 宛 ※3 英語版webページ:www.houlin-banzounita.go.lo/en/

51

■ 「国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ」について説明します

経済取引の国際化が当たり前という状況の下、法人番号の利活用の推進ということを考 えてみますと、やはり、法人の名称や所在地の英語表記への対応が必要となってまいりま す。

このため、国税庁では、法人番号の国際的な取引での活用に役立つように、平成29年4 月から、希望される法人からの申込みに基づいて、「商号又は名称」及び「本店又は主た る事務所の所在地」の英語表記の公表を行う「国税庁法人番号公表サイトの英語版web ページ」を開設しています。

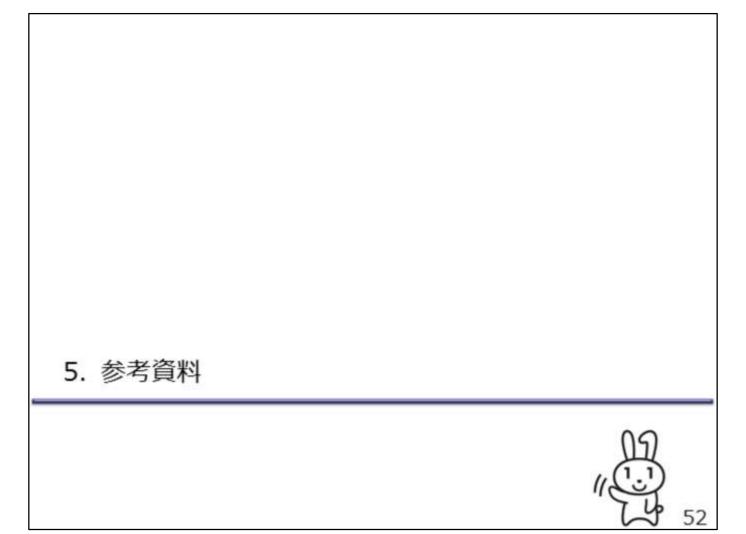
資料の下段は、英語表記の登録から公表までの流れになります。

英語表記の登録を希望される場合、

- ①公表サイトの登録フォームから、英語表記情報を入力の上、②国税庁法人番号管理室 宛てに、送信していただきます。
- ③送信後、入力・送信内容が表示された、「英語表記情報送信票兼送付書」をプリント アウトし、④なりすましを防ぐため、法人確認書類を添えて、法人番号管理室へ郵送など により提出する、という流れになります。

国税庁法人番号管理室では、⑤入力された情報や提出書類の確認を行い、英語表記情報 の登録、英語版webページで公表、という作業を行います。

なお、公表される英語表記情報は、入力された内容がそのまま反映されますので、誤り などのないよう注意が必要です。



マイナンバーのホームページ

マイナンバー

Q

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応! http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバーメールマガジン

http://www.cao.go.jo/bangouseido/mail magazine/mailmagazine.html

マイナンバー公式twitter https://twitter.com/MyNumber_PR



53

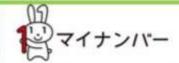
■ホームページなどで最新の情報を発信しています

マイナンバー制度に対するよくある質問(FAQ)や最新情報など、関係資料は内閣府の社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページに掲載しています。「マイナンバー」で検索してください。

個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の関係省庁もホームページの特設サイトで情報発信をしており、内閣府のホームページから各省庁の関連ホームページにリンクしています。

また、政府広報のホームページにもマイナンバーの特集ページがあり、動画や新聞折込 チラシなどの広報物がご活用いただけます。こちらは「政府広報」で検索してください。 公式のメールマガジン等で関係省庁のホームページの更新情報も発信しています。

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

00.0120-95-0178(無料)

※間違い電話が増えています。お掛け間違えのないよう十分に注意してください※

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

- ※ 一部P電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
 - マイナンバー制度に関すること

050-3816-9405

・「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること

050-3818-1250

- ※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
 - マイナンパー制度に関すること

0120-0178-26

・「通知カード」「マイナンパーカード」「紛失・盗難に伴う マイナンパーカードの一時停止処理」に関すること

0120-0178-27

54

■お問合せに対応するコールセンターを設置しています

マイナンバー総合フリーダイヤルを開設しており、お問合せに通話料無料で対応します。番号は0120-95-0178 (マイナンバー)です。

おかけ間違えのないように注意してください。

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応するフリーダイヤルも開設しています。

■最後に

事業者の皆様それぞれの企業内でもマイナンバーの適切な管理をお願いします。

よくある質問①

- Q 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか?
 - A 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー(個人番号)の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバー(個人番号)の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしていますが、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー(個人番号)の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いします。

【国税庁ホームページより】

よくある質問②

Q 利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、その利用目的を本人に通知等している場合、市区町村から送付されてくる従業員等に係る住民税の「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができますか?

▲ 利用目的を特定し、本人に通知等しているのであれば、本人以外から提供を受けた個人番号についても、その利用目的の範囲内で利用することができます。 したがって、利用目的として「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」と特定し、本人に通知等している場合、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている個人番号は、その利用目的の範囲内で利用することができます。

【個人情報保護委員会ホームページより】

よくある質問③

Q 本人確認は、マイナンバー(個人番号)の提供を受ける度に行わなければならないのですか?

A マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、 従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、 本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、マイナン バーカードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に 本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。ま た、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明ら かに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書 類の提示は必要ありません。

【内閣府ホームページより】